

令和6年4月19日

各所属所長 様

公立学校共済組合広島支部長

令和6年度生活習慣病予防健診事業の実施及び人間ドック等の申込受付の開始について（通知）

このことについて、別紙「令和6年度公立学校共済組合広島支部生活習慣病予防健診事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、生活習慣病予防健診事業を実施します。

また、実施要領中の「人間ドック」及び「器官別検診（ドックセット型）」（以下「人間ドック等」という。）の申込受付を、次のとおり開始します。

については、貴所属所において、人間ドック等の受診対象となっている組合員に周知いただき、受診を勧奨するとともに、期限内に確実に申込みができるよう、御配慮ください。

1 人間ドック等の事業内容

次の(1)及び(2)を満たす者が申込みできます。

(1) 令和6年4月末時点及び受診日に組合員資格を有する者（任意継続組合員を除く。）

※ 現在、休暇、休職、育児休業、派遣、組合専従等の場合も、該当年齢の組合員は対象となりますので、当該組合員に対して周知をお願いします。

(2) 各健診の対象年齢である者

各健診の対象年齢については、次表のとおりです。

健診種別		対象年齢（令和6年度に達する年齢とする）
人間ドック	指定年齢健診	30、35、37、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59歳
	シニア普通ドック	50歳以上（指定年齢健診対象年齢を除く。）
器官別検診 （ドックセッ ト型）	肺検査	43歳以上（人間ドックを受診する組合員に限る。）
	レディース検診	全年齢（人間ドックを受診する女性組合員に限る。）

2 健診機関及び自己負担額等

健診機関及び自己負担額については、実施要領別表3「令和6年度生活習慣病予防健診実施予定健診機関一覧表」のとおりです。

なお、人間ドック等の自己負担額は、一般財団法人広島県教育職員互助組合の加入状況で異なります。

また、生活習慣病予防健診等業務の一部の業務を、別の機関に委託している場合がありますので、実施要領別表3の別紙「令和6年度生活習慣病予防健診実施予定健診機関再委託一覧表」も御確認ください。

3 申込方法等

対象者である組合員が、各自で、「公立学校共済組合広島支部人間ドック受付システム」（以下「受付システム」という。）を利用して申し込んでください。

申込みの際には、「公立学校共済組合広島支部人間ドック受付システム操作マニュアル」**組合員用**」を御活用ください。同マニュアルに記載の【ユーザー名、ID 及びパスワード】が必要です。必ず、お手元に準備した上で、以下のアドレスから申込専用フォームへアクセスしてください。

<https://www.kouhiro-kenshin.com/ngdc34/>

また、資格認定期間中は、次のとおり、申込みができません。そのため、資格認定後、「受付システム」を利用して申込みをしてください。

なお、組合員資格を有する見込みであるにもかかわらず、**令和6年5月13日（月）以降も**、資格認定期間中であることにより、「受付システム」が利用できない状況が続く場合は、健康福利課へ連絡してください。

【参考】

★は必須入力項目です。

組合員証番号★	567890	検索
生年月日★	1978年 07月 20日	
性別★	女性	

↓

★は必須入力項目です。

組合員証番号★		検索
生年月日★	---年 ---月 ---日	
性別★	---	

組合員情報がありませんでした。

【組合員の方】
左図のように、組合員証番号、生年月日、性別を入力し、「検索」を押下すると「組合員情報がありませんでした。」と表示される場合が対象となります。

【所属所担当者】
公立学校共済組合広島支部人間ドック受付システム所属所管理画面にて出力できる、「人間ドック該当者一覧」に、表示されない組合員が対象となります。

（別紙1「令和6年度人間ドック等申込注意事項」も御確認ください。）

4 申込期限

令和6年5月17日（金）

※申込期限を過ぎると、申込みは一切できませんので、御注意ください。

5 ホームページへの掲載

実施通知を公立学校共済組合広島支部ホームページに掲載していますので、職員への周知に御活用ください。

掲載場所

公立学校共済組合広島支部ホームページの「人間ドック」

<http://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/seikatusyukanbyo/ningendoc/index.html>

ただし、所属所担当者用管理画面へのアクセスに必要なユーザー名、ID 及びパスワードについては掲載していません。別途郵送しますので、確認してください。

6 特定健康診査の受診及び特定保健指導

(1) 特定健康診査の受診

令和6年度中に達する年齢が、40歳以上75歳未満の組合員については、人間ドックと併せて特定健康診査を受診することになります。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第4項及び健康保険法第150条の規定により、特定健康診査に関する記録の写しは、公立学校共済組合（医療保険者）に提供されます。

(2) 特定保健指導

ア 中国中央病院

公立学校共済組合中国中央病院で人間ドックを受診した者が、特定保健指導の対象者に該当した場合、病院から受診者本人に対し、生活習慣改善の意思を確認します。同意していただいた場合、受診当日に、引き続き、特定保健指導を利用していただくことができます。積極的に利用してください。

イ その他の健診機関

ア以外での人間ドック受診者の場合は、受診した健診機関により異なりますが、受診当日又は後日、特定保健指導を利用していただく予定です。

詳細については、後日、関係機関からお知らせいたします。

ウ 服務上の取扱い

特定保健指導を受けるために必要な時間（移動時間を含む。）については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年広島県条例第6号）第2条第2号の規定により、職務専念義務の免除の対象となります。

なお、市町立学校等に勤務する組合員については、当該市町教育委員会等の定めるところによります。

7 その他注意事項

(1) 別紙2「所属所担当者留意事項」の資料を一読した上で、別紙「令和6年度生活習慣病予防健診に係る書類一覧表」に沿って、対象者へ必要書類を配付してください。また、所属所担当者は、「担当者用」の資料を必ず確認してください。

(2) この生活習慣病予防健診に係る事務処理に当たっては、職員のプライバシーの保護に十分留意してください。

担当 健康管理係

電話 (082)513-4956 (ダイヤルイン)

(担当者 久保)